

## 令和6年群馬県新興感染症対応力強化事業補助金について (協定締結医療機関施設・設備整備事業)

### 1 対象医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関(診療所)

※個人防護具保管庫の整備については、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが必要です。(備蓄量2か月分以上等の量的な要件はありません)

※事業計画提出時点で県と医療措置協定を締結していない場合であっても、令和6年9月末までに協定を締結する予定の医療機関は、補助対象となります。

### 2 補助対象等について(予定)

補助区分	補助対象	補助基準額	補助率
施設整備	(1) 個人防護具保管施設の整備 〔 ・個人防護具保管庫の設置 ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等 〕  <u>補助対象は、建物整備の工事に要する費用です。建築工事を伴わず、単にキャビネットや物置等を購入して設置する場合は、補助対象になりません。</u> (ただし、物置等であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は補助対象となります。)	1㎡あたり 239,300円	10/10 以内
設備整備	(2) 検査機器(PCR検査機器)  (3) 簡易ベッド  (4) HEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。)	1台あたり 9,350,000円  1台あたり 51,400円  1施設あたり 905,000円	10/10 以内

### 3 提出書類(以下に掲げる書類を全て提出してください。)

#### (1) 個人防護具保管庫【施設】整備

- ア 様式2 施設整備事業費内訳書
- イ 様式3-16 施設整備事業計画書
- ウ 見積書又は設計書等(写し可)

※ 見積書等が期限に間に合わない場合は積算内訳がわかる資料でも可(様式は問いません。)

(2) 協定締結医療機関【設備】整備

ア 様式 1-21 設備整備事業概要

イ 見積書（写し可）

※ 見積書等が期限に間に合わない場合は積算内訳がわかる資料でも可（様式は問いません）

【県ホームページ】 <URL> <https://www.pref.gunma.jp/page/638156.html>

4 提出期限

令和 6 年 5 月 1 0 日（金） 必着

5 提出方法

電子メール又は郵送

6 留意点

- (1) 本補助金は令和 6 年度中に事業が完了する整備が対象となりますので、計画段階で事業の完了時期が令和 7 年度にまたがる整備は補助対象外となります。
- (2) 事業計画書を提出しても国の予算には限りがあるため、不採択となる場合や減額採択になる場合があります。
- (3) 県の交付決定前に事業に着手（工事に係る契約や設備の購入）し、実施した施設整備は、原則補助対象外となります。
- (4) 医療措置協定を締結していない診療所で先に事業計画書を提出いただいた場合は、令和 6 年 9 月末までに締結をお願いいたします。

7 今後の予定（見込ですので変更となる場合があります）

時 期	内 容
現 在	要望調査開始
令和 6 年 5 月 1 0 日（金）	要望調査提出締切り
令和 6 年 6 月以降	県から医療機関へ交付内示（内示後は事業の着手が可能）
～医療機関にて事業着手・完了～	
令和 7 年 3 月まで	医療機関から県へ実績報告

8 担当

群馬県健康福祉部 感染症・がん疾病対策課

感染症危機管理室 療養支援係（感染症対策係）

メール：gairai@pref.gunma.lg(エル・ジー) .jp

電 話：027-226-2617（直通）

## Q & A 集 (R6. 4. 4 時点)

Q 1 事業を完了する期限はあるか。

令和 7 年 3 月末までに完了していただく必要があります。対象期間内に事業完了が見込めないものについては、補助対象外となります。

Q 2 補助金の交付を受けたが協定を締結しない場合や、解除した場合は、こういった対応をとるのか。

補助金により整備した医療機関が協定を締結しない場合や、補助金により整備した協定締結医療機関が協定を解除した場合には、財産処分の手続きが必要となり、補助金を返還していただく場合があります。

Q 3 当該補助金で整備した施設については、新興感染症等以外の対応に使用することが可能か。

当該事業により整備した施設については、新興感染症発生・まん延時における対応に支障のない範囲においては、一般医療に使用することは可能です。

Q 4 事業はいつから着手できるのか。

県の交付内示後に着手が可能です。

Q 5 【設備】補助対象となる検査機器は、どのようなものか。

「PCR 検査機器」が対象となります。LAMP 法や NEAR 法は対象外です。  
リアルタイム PCR 法については、PCR 法として整理できます。  
該当する機器が PCR 検査機器か否かは、PMDA の添付文書等で御確認をお願いします。  
なお、対象については、国が医療機器として承認しているものが原則となります。

Q 6 【設備】補助対象となる検査機器に、機種や性能などの条件はあるか。

その機種や性能等の条件は設けていませんが、新たな感染症への対応という観点から、特定の検査キットのみに対応する機器ではなく、複数の検査キットに対応できる（新たな感染症にも早期に対応できることが想定される）機器が望ましいと考えています。(国見解)

Q 7 【施設】可動式パーテーションの設置は補助対象となるか。

可動式パーテーションの購入費のみでは、施設整備事業の対象にはなりません。  
建物に設置するための改修工事を伴う場合には、補助対象となります。

Q 8 【設備】様式 1-21 設備整備事業概要における、整備の様態は何を入力すればよいか。(R6. 4. 4 追加)

本欄については、プルダウンにあるとおり、「新設」「増設」のどちらかを記入してください。買い替え等の更新のための購入は補助対象外となります。